

1 基本構想の策定にあたって

高根沢町本庁舎（石末2053番地）は、昭和38（1963）年に建設されて以降、半世紀以上にわたって増改築や設備等の増設を繰り返してきましたが、行政サービスの多様化に伴う組織改編や人員の増加に対応しきれていません。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災では庁舎の倒壊は免れたものの、被災直後の復旧活動や業務の継続に支障をきたした経験もあり、町にとって新たな庁舎を整備することは長年の課題となっていました。

庁舎整備には増・改築や大規模修繕などの方法も考えられますが、本庁舎が抱える老朽化や狭あい化、分散化等の問題を根本的に解決するには限界があることから、町は令和3年8月に新庁舎を建替えにより整備する方針を固め、さまざまな意見を聴きながら、基本構想の策定作業をすすめてきました。

基本構想は庁舎の現状における課題や庁舎を取り巻くさまざまな状況を整理し、新庁舎における機能や整備等に係る考え方の方向性について分かりやすく示すことを目的に策定するものです。

2 庁舎の現状と課題

庁舎の現状と課題について次のとおり整理を行いました。なお、分散している課（学校教育課、こどもみらい課、生涯学習課、上下水道課）については利用者の利便性を低下させている根本的な原因であり、解決しなければならない課題であるため、新庁舎においては分散している課を集約化した庁舎を建設することとします。

庁舎の現状から見える課題

現状

- ▶ こどもみらい課、学校教育課、生涯学習課、上下水道課が本庁舎とは別の施設に配置
- ▶ 限られた敷地内で増改築をしたことにより、施設内部が入り組んでいる
- ▶ 来庁者のプライバシーに配慮した個別対応用のスペースが不足
- ▶ 利用者の駐車スペースが不足
- ▶ 上階への移動手段が階段のみ
- ▶ 授乳室、バリアフリートイレ利用者に対応するための設備が不十分
- ▶ 点字、音声による案内板の不足
- ▶ 建築物、設備の老朽化
- ▶ 外気の影響を受けやすく冷暖房等のエネルギー効率が悪い
- ▶ 建築当時の設備に対応した構造で新たな配線、配管に制約がある
- ▶ 施設内で来庁者と職員間のセキュリティ区分ができていない

課題

利便性に関すること
利用者にとって設備、構造的に使い勝手が悪く、利用者の安全管理や機密情報の管理がしにくい

災害に関すること
災害時における建築物としての安全性や行政機能の継続

将来的な変化への対応に関すること
社会全体の変化や組織構造の変化に対応しきれない設備、構造

環境負荷や維持管理に関すること
環境負荷が大きく、老朽化による今後の維持管理費の増加への懸念

3 基本方針について

まちづくりの基本的な方向性を定めた『高根沢町地域経営計画2016』における基本理念・庁舎の現状と課題を踏まえ、庁舎整備の基本方針を次のとおりとします。

『高根沢町地域経営計画2016』における基本理念 「希望の持てるまちを後世に引き継いでいく」

町民一体となって先人から受け継いだ郷土高根沢を、これから生まれてくる子孫のために守り、希望の持てるまちをつくっていくという、本町のまちづくりの根本となる考え方です。

基本方針1：誰もが利用しやすく親しみやすい庁舎

基本方針3：将来的な変化を見据えた庁舎

基本方針2：災害に強く、防災拠点となる庁舎

基本方針4：環境に配慮し、経済的な庁舎

4 基本方針の考え方について

基本方針1 誰もが利用しやすく親しみやすい庁舎

来庁者の利便性・効率性を高める窓口サービス等により、町民サービスの向上を目指します。また、高齢者や障がい者、親子連れ、外国人など、様々な人が利用することを視野に入れ、誰もが利用しやすく親しみやすい庁舎とします。

基本方針2 災害に強く、防災拠点となる庁舎

高い耐震性を確保し、日常的に安心して利用できる建物とするとともに、災害発生時には、災害対策活動の中核として、迅速な支援や復旧活動等を行うことができる様々な機能を備えた、災害に強い庁舎を目指します。

基本方針3 将来的な変化を見据えた庁舎

将来的な町の姿や、今後の行政需要の多様化、社会情勢の変化、進化する情報通信技術等、様々な変化に対応可能な設備や空間を検討し、機能的で効率的な柔軟性の高い行政機能を兼ね備えた庁舎を目指します。

基本方針4 環境に配慮し、経済的な庁舎

豊かな自然を後世に引き継ぎ、環境に配慮した持続可能なまちづくりを進めていくため、ゼロカーボン社会やカーボンニュートラルの実現に資する庁舎を目指します。

5 新庁舎の規模算定

新庁舎に必要な床面積について、国の基準や他自治体の事例、社会情勢の変化も考慮し、算出します。入居する課室は、現庁舎の課室に、学校教育課、こどもみらい課、生涯学習課、上下水道課を加えた想定とします。

- 想定延べ床面積：5,000㎡程度
- 想定敷地面積：11,120㎡～11,570㎡程度

※上記で算定した面積は駐車場用地も含まれます。なお、敷地面積は新庁舎規模を想定するための目安であり、施設面積を制限するものではありません。また、施設の複合化を行う際には面積の調整が必要となります。

6 建設候補地

候補地の選定にあたっては、用地取得にかかる期間・費用等への影響や想定敷地面積、建築のしやすさを考慮し、「町有地であること」と「平坦で1.1ha以上の面積が確保できること」の2つを条件として市街化区域から「高根沢町役場 既存敷地」、市街化調整区域から「町民広場」を選定しました。



町民広場
（市街化調整区域）



高根沢町役場 既存敷地
（市街化区域）